

## 重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

大項目	市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大				No.	41
中項目	市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進				担当課	総務課
具体的な改革項目	文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信					
現状と課題 (これまでの取組)	平成20年10月から文書管理システムにより行政文書の電子化を開始し、平成21年10月からは第二次稼働した情報公開システムの機能を利用して、電子化した行政文書の目録情報の公開、システムを利用した情報公開請求に対する公開決定文書をインターネット上への公開、起案文書などを自主的な公開(Web公開)などを行い、行政情報の公開・提供施策の充実を進めてきた。 情報公開システムの稼働から3年が経過したが、システムのより一層の利活用により、さらなる情報発信が可能と考える。					
改革実施概要	改革の目的、考えられる効果	・Web公開機能による行政文書の公開を進めることで、容易に行政文書を閲覧できるようになり、市民がより積極的に参画し、協働の推進を図ることができる。				
	取組の内容	・平成21年度に「Web公開の基準」を作成し、毎年、基準の検証・見直しを図ってきたが、今後も引き続き基準の検証・見直しを行い、Web公開対象文書の充実を図る。				
	取組工程 (具体的な内容)	現状	平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	
	「Web公開の基準」で以下を指定している。 (1)総合計画やその他各行政分野の基本的な計画又は方針 (2)パブリックコメント制度を実施した際の案 (3)附属機関等の答申、報告書、会議録、会議資料等	・「Web公開の基準」の検証・見直しを行う。 ・「国・県からの依頼文等」のうち、公開することに支障のないものをWeb公開の対象とする	・「Web公開の基準」の検証作業を行った。 ・「国・県からの依頼文等」のうち、公開することに支障のないものをWeb公開の対象とすることとし、周知した。	・「Web公開の基準」の検証・見直しを行う。 ・「国・県からの依頼文等」だけでなく、その他の行政文書についてもWeb公開の対象とするよう検証し、対象文書の充実を図る。	・「Web公開の基準」の対象を拡大できるかどうか検討した。 ・同基準の運用について周知した。	・Web公開の実施を含めた情報公開制度の適正な運用の確保。
指標						

進捗管理	(各年度10月、年度終了後に実施)		平成25年度		平成26年度	
	取組の状況	上半期 (4～9月)	「国・県からの依頼文等」のうち、公開することに支障のないものをWeb公開の対象としている。	予定通り進捗	「Web公開の基準」の検証作業を行った。	予定通り進捗
		下半期 (10～3月)	「Web公開の基準」の検証作業を行った。	予定通り進捗	「Web公開の基準」の運用について周知を図った。	予定通り進捗

(年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度
年度評価	取組工程、指標に対する評価	平成21年度に「Web公開の基準」を定め、(1)総合計画やその他各行政分野の基本的な計画又は方針・(2)パブリックコメント制度を実施した際の案・(3)附属機関等の答申、報告書、会議録、会議資料等をWeb公開の対象としていたが、新たに「国・県からの依頼文等」を対象を追加して通知した。	B
	課題、今後の方針、改善事項など	Web公開を実施するには、対象文書に非公開情報が含まれないことを確認する作業が必要となり、さらに、この判断を誤った場合にはインターネット上で非公開情報を公開する結果となる。このことが、Web公開の積極的な実施を妨げている主要因の1つと考えられることから、解決策を探るとともに、市民との情報共有のための別の手法を模索する。	「Web公開の基準」の運用について周知し、一定の成果を得た。

(平成26年度上半期終了後に実施、下半期終了後に最終確定)		総合評価	平成27年度以降
計画期間の評価	取組工程、指標に対する評価	「Web公開の基準」に「国・県からの依頼文等」を加え、周知することで一定の成果を得た。	B
	課題、今後の方針、改善事項など	市民とのさらなる情報共有のため多様な視点から検討を行う。	情報公開条例の趣旨や運用方法の周知徹底を図り、条例の適正な運用を確保することで、市民との情報共有を推進する。